

成年後見の手続き

財産管理、身上監護を援助

成年後見制度には、後見、保佐、補助の3類型がありますが、一般に利用されることの多い後見について手続きを説明します。

後見開始の申立てができる者は、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官等ですが、通常は配偶者、4親等内の親族が申し立てることになるでしょう。

本人のため申立てが必要な状態であるのに申し立てる者がいない場合、市町村長が申し立てることもあります。老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法により、65才以上の者、知的障害者、精神障害者につきその福祉を図るため特に必要があると認めるときに、市町村長は後見開始の審判の申立てをすることができます。

申立ては、本人の住所地の家庭裁判所にします。

保佐開始や補助開始の申立てをしたところ、精神鑑定の結果等から後見開始の申立に変更して後見開始の審判がなされるという場合もあります。

後見開始の申立てにおいて、成年後見人の候補者がいる場合は申立書に候補者を記載することになってい

ますが、適当な候補者がいない場合は家庭裁判所の選任にまかせればよいでしょう。

家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは職権で成年後見人を選任します（民法843条①）。

成年後見人は、本人の財産管理と本人の日常生活の援助介護等の身上監護を職務として行います。

成年後見人には、親族の中に適任者がいればその人を選ぶことが多いと思われますが、親族間で意見の対立があるような場合には、裁判所の中立性を保ち、親族間の対立を解消するために、第三者の成年後見人を選任します。第三者の成年後見人は、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家の中から選任するのが一般的です。

社会福祉協議会、社会福祉法人等の法人が成年後見人に選任される場合もあります。必要があれば複数の成年後見人が選任される場合もあり、たとえば財産管理の事務について弁護士や司法書士を選任し、身上監護の事務について親族や社会福祉士を選任するというような事例があります。

家庭裁判所は必要があると認めるときは成年後見監督人を選任します（同849条の2）。その職務は成年後見人が行う後見事務の監督です。

本人が死亡したときは、成年後見は当然に終了します。